

看護学部 看護学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	324
II	授業科目の単位と認定	324
III	卒業に必要な単位について	324
IV	看護師国家試験受験資格について	325
V	進級基準	325
VI	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	326
	1. 学科共通科目群	326
	2. 基礎科目群	327
	3. 専門基礎科目群	327
	4. 専門科目群	329
	5. 特設科目群	332
	6. 自由科目群	333
VII	履修申請について	333
VIII	正規の履修からはずれる場合	334
IX	試験について	334
X	成績発表	336

履修の手引と手続き

I 授業科目について

看護学部看護学科における授業科目は、学科共通科目群、基礎科目群、専門基礎科目群Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、専門科目群Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、特設科目群及び自由科目群から構成している。
なお、自由科目においては、主に国際関係及び教職に関する科目を準備している。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

		学科	看護学科
系列			単位数
学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）			8
基礎科目群（人文・自然科学を学ぶ）			2
専門基礎科目群Ⅰ（いのち・福祉を学ぶ）			7
専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）			16
専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）			6
専門科目群Ⅰ（基礎看護学）			13
専門科目群Ⅱ	（成人・老年看護学）		40
	（母性・小児看護学）		
	（精神看護学）		
専門科目群Ⅲ（地域看護学：在宅・公衆衛生看護学）			9
専門科目群Ⅳ（看護の統合と実践）			10
指定された各科目群より修得した科目以外に学科共通科目群及び基礎科目群より選択必修			5
指定された各科目群より修得した科目以外に専門基礎科目群Ⅰ同Ⅱ及び同Ⅲより選択必修			10
計			126

Ⅳ 看護師国家試験受験資格について

本学部は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学として認可を受けている。本学部の所定の単位を修得し、卒業することにより、看護師国家試験受験資格を得る。

Ⅴ 進級基準

1. 下記条件のいずれかに該当したものは、進級判定の対象となり、審議の結果許可された学生のみ進級することができる。なお、未修得の科目数は、下級学年も加算する。

- (1) 年間修得単位が30単位未満。
- (2) 専門基礎科目群及び専門科目群の必修科目が3科目以上未修得。
- (3) 必修実習科目が2科目以上未修得。
- (4) 基礎看護学実習Ⅱが未修得。

2. 年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

3. 進級に必要な専門基礎科目群及び専門科目群の必修科目

必修科目					
1年→2年		2年→3年		3年→4年	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
生命倫理学	2	保健医療福祉行政論	2	保健医療統計学	2
社会福祉原論	2	疾病治療学Ⅰ	2	成人看護方法論演習	2
人体の構造機能Ⅰ	2	疾病治療学Ⅱ	2	成人急性期看護学実習	3
人体の構造機能Ⅱ	2	臨床薬理学	2	成人慢性期看護学実習	3
臨床栄養学	2	臨床薬理学Ⅰ	2	老年看護方法論演習	1
疫学	2	臨床薬物動態論	2	老年看護学実習Ⅰ	1
病原微生物学	2	基礎看護方法論Ⅳ	2	老年看護学実習Ⅱ	3
看護学概論Ⅰ	1	基礎看護方法論Ⅴ	1	母性看護方法論	2
看護学概論Ⅱ	1	基礎看護学実習Ⅱ	2	母性看護方法論演習	1
基礎看護方法論Ⅰ	1	成人看護学概論	2	母性看護学実習	2
基礎看護方法論Ⅱ	2	成人看護方法論(急性期)	2	小児看護方法論	2
基礎看護方法論Ⅲ	2	成人看護方法論(慢性期)	2	小児看護方法論演習	1
基礎看護学実習Ⅰ	1	老年看護学概論	1	小児看護学実習	2
		老年看護方法論	2	精神看護方法論	2
		母性看護学概論	1	精神看護方法論演習	1
		小児看護学概論	1	精神看護学実習	2
		精神看護学概論	1	在宅看護方法論	2
		在宅看護学概論	1	在宅看護方法論演習	1
		公衆衛生看護学概論	2	在宅看護学実習	2
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	1	看護倫理	1
				リスクマネジメント論	1
<科目数 13科目>		<科目数 20科目>		<科目数 21科目>	
合計	22	合計	33	合計	37

Ⅵ 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）

学科共通科目群は、本学の教育特性としての国際的視野を持ち国際性を学ぶために外国語と文化基盤の理解をする科目を配置した科目群である。

※単位数に○を付してある科目は必修科目

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群 (国際性と情報リテラシーを身につける)	Fundamentals of English I	②				8 単位	必修科目及び「中国語 I A」もしくは「韓国語 I A」のいずれか 2 単位を含み、8 単位以上選択必修。 「世界の中の日本」は「国際グローバル研修」の準備講座である。したがって、「国際グローバル研修」を履修するためには、「世界の中の日本」を修得していなければならない。
	Oral Fluency I	②					
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency II		2				
	異文化理解	2					
	医療英語		2				
	中国語 IA		2				
	中国語 IB		2				
	韓国語 IA		2				
	韓国語 IB		2				
	言語表現と伝達	2					
	世界の中の日本		2				
	国際グローバル研修		2				
	情報メディア論	2					
	コンピュータ基礎論	②					
コンピュータ応用論	2						

[備考]

- (1) Fundamentals of English II, Oral Fluency II を履修するためには、それぞれ I を修得していなければならない。
- (2) 中国語 IB, 韓国語 IB を履修するためには、それぞれ IA を修得していなければならない。

2. 基礎科目群（人文・自然科学を学ぶ）

保健医療でそのケアの対象となる“人間”を関係性と精神世界を中軸として理解し“命”への限りない敬意を基盤とした人間関係の構築ができる能力を育成し、また、社会活動の理解と自然科学を理解することを目的とする科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群 (人文・自然科学を学ぶ)	基礎化学	1				2単位	
	基礎物理	1					
	基礎生物	1					
	基礎数学	1					
	心理学	2					
	社会学	2					
	日本国憲法	2					
	宗教学概論	2					
	ジェンダーと社会		2				
	人間関係論	②					
	生涯スポーツ概論	2					
スポーツ科学	2						

3. 専門基礎科目群

(1) 専門基礎科目群 I（いのち・福祉を学ぶ）

本学の福祉総合学部の専門的教育研究分野の知見、地域に密着した教育研究を活かし、保健医療福祉の制度政策の理解を深め、保健医療と福祉の連携に基づく看護ケアを展開できる基礎を学ぶ科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群 I (いのち・福祉を学ぶ)	生命倫理学	②				7単位	
	死生学				2		
	地域ボランティア論				2		
	社会福祉原論	②					
	児童福祉論	1					
	高齢者福祉論		1				
	保健医療福祉行政論		②				
	生涯発達論		1				
	関係法規				①		

(2) 専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）

科学的根拠に基づいた看護ケアを提供するための基盤を構築するための教科を配置した科目群である。人体のしくみを学ぶ基礎科学と、臨床医学の基礎的知識を習得する科目構成である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅱ (医学を学ぶ)	医学概論	2				16単位	
	人体の構造機能Ⅰ	②					
	人体の構造機能Ⅱ	②					
	疾病治療学Ⅰ		②				
	疾病治療学Ⅱ		②				
	臨床栄養学	②					
	疫学	②					
	病原微生物学	②					
	臨床生化学		2				
	臨床心理学	2					
	保健医療統計学			②			
チーム医療論			2				

(3) 専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）

本学の薬学部の教育研究の知見を活かし、地域における服薬指導を担える看護職者の育成を目指して、薬物療法の基礎的知識から薬物療法管理に至るまでの看護ケアの基盤を作る薬学分野の関連科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅲ (薬学を学ぶ)	薬物療法管理論				2	6単位	
	臨床薬理学		②				
	医療薬剤学Ⅰ		②				
	医療薬剤学Ⅱ		2				
	臨床薬物動態論		②				
	医療ゲノム概論				2		
	医用工学概論	2					
	臨床免疫学	2					
	臨床治験学概論				2		

4. 専門科目群

(1) 専門科目群Ⅰ（基礎看護学）

ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面における看護を
実践するための基盤となる看護基礎理論と看護技術を学ぶ科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅰ (基礎看護学)	看護学概論Ⅰ	①				13単位	
	看護学概論Ⅱ	①					
	基礎看護方法論Ⅰ	①					
	基礎看護方法論Ⅱ	②					
	基礎看護方法論Ⅲ	②					
	基礎看護方法論Ⅳ		②				
	基礎看護方法論Ⅴ		①				
	基礎看護学実習Ⅰ	①					
	基礎看護学実習Ⅱ		②				

(2) 専門科目群Ⅱ（成人・老年看護学）（母性・小児看護学）（精神看護学）

ライフサイクルに伴う特徴的な健康問題に対する看護の役割機能および対象に応じた看護援助
の基本を習得する必修科目として「成人看護学」,「老年看護学」,「母性看護学」,「小児看護学」,
「精神看護学」の5つの領域で構成する。

いずれの看護学も「概論」で、各領域で学習する看護の特徴や課題、裏づけとなる基礎理論
を概観し、各論となる「方法論」でそれぞれの領域に応じた看護援助・健康支援について学習
する。また、方法論で学んだ知識をもとに「演習」を行い、看護実践に必要な技術の習得をはか
り、事例展開をおこなうという段階を経て、臨地での「実習」に臨むという順序性のある学習展
開ができるよう科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ (成人・老年看護学)	成人看護学概論		②			40単位	
	成人看護方法論（急性期）		②				
	成人看護方法論（慢性期）		②				
	成人看護方法論演習			②			
	成人急性期看護学実習				③		
	成人慢性期看護学実習				③		
	老年看護学概論		①				
	老年看護方法論		②				
	老年看護方法論演習			①			
	老年看護学実習Ⅰ				①		
	老年看護学実習Ⅱ				③		

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ	(母性・小児看護学)	母性看護学概論		①			40単位
		母性看護方法論			②		
		母性看護方法論演習			①		
		母性看護学実習				②	
		小児看護学概論		①			
		小児看護方法論			②		
	(精神看護学)	小児看護方法論演習			①		
		小児看護学実習				②	
		精神看護学概論		①			
		精神看護方法論			②		
		精神看護方法論演習			①		
		精神看護学実習				②	

(3) 専門科目群Ⅲ (地域看護学：在宅・公衆衛生看護学)

地域社会で暮らす人々の健康問題に焦点をあてた「地域看護学」の領域は、在宅看護学と公衆衛生看護学から構成している。

保健師の資格取得を目指す学生のために地域の人たちの健康の保持・増進をはかる教育指導や学校保健，産業保健等々，保健師活動に関わる知識・技術を習得するための科目も配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅲ (地域看護学：在宅・公衆衛生看護学)	在宅看護学概論		①			9単位	
	在宅看護方法論			②			
	在宅看護方法論演習			①			
	在宅看護学実習			②			
	公衆衛生看護学概論		②				
	公衆衛生看護方法論Ⅰ (健康相談と健康教育)		2				
	公衆衛生看護方法論Ⅱ (公衆衛生管理論)				2		
	公衆衛生看護方法論Ⅲ (地区診断)				2		
	公衆衛生看護方法論演習Ⅰ (健康教育論演習)			2			
	公衆衛生看護方法論演習Ⅱ (地区診断演習)				2		

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
高 科 目 群 Ⅲ 地 域 看 護 学 （ 在 宅 ・ 公 衆 衛 生 看 護 学 ）	公衆衛生看護活動論Ⅰ （学校保健）			2		9 単位	
	公衆衛生看護活動論Ⅱ （産業保健）			2			
	公衆衛生看護学実習Ⅰ		①				
	公衆衛生看護学実習Ⅱ				2		
	公衆衛生看護学実習Ⅲ				2		

(4) 専門科目群Ⅳ（看護の統合と実践）

看護の統合をはかる応用看護学として、専門科目群Ⅰ～同Ⅲで学習した知識・技術を統合し発展させるための基礎的能力を高めることを意図したカリキュラム構成となっている科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群 Ⅳ （ 看 護 の 統 合 と 実 践 ）	看護倫理			①		10単位	「専門科目群Ⅳ」の中より、必修科目を含み10単位以上を選択必修。
	災害看護				1		
	災害看護演習				1		
	終末期看護論			2			
	感染看護			2			
	国際看護				1		
	リスクマネジメント論			①			
	看護研究方法論				①		
	総合看護学演習				①		
	プロジェクト教育				①		
	卒業研究				1		
フィールド教育・インター ンシップ				②			

5. 特設科目群

本学科の専門分野の知見を深めたくえて、さらにグローバル化社会を担う人材となるために、語学実践力を養うことを目的とした科目である。

系 列	授 業 科 目	年次および単位数				備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	
特 設 科 目 群	Language Study Abroad					
	English A		2			
	English B		2			
	English C		2			
	English D		2			
	English E		2			
	English F		2			
	Chinese A		2			
	Chinese B		2			
	Chinese C		2			
	Korean A		2			
	Korean B		2			
	Korean C		2			
	Hungarian A		2			
	Hungarian B		2			
	Hungarian C		2			
	Globalization and Multicultural Society					
	Culture and Society A			2		
	Culture and Society B			2		
	Business and Society			2		
	Project at Overseas					
	Communication Project A			2		
	Communication Project B			2		
	Communication Project C			2		
	Regional Community Participation Project A			2		
	Regional Community Participation Project B			2		
Regional Community Participation Project C			2			

6. 自由科目群

国際関連のニーズを具現化するための科目として配置している科目群である。

なお、自由科目は卒業単位に算入されない。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
自由 科目 群	国際ボランティア論				2		
	国際交流論	2					
	国際協力論	2					
	国際交流・協力実践		2				
	NGO・NPO 入門				2		
	養護概説		2				
	教職論	2					
	教育原理		2				
	教育心理学		2				
	教育課程論	2					
	教育制度		2				
	道德教育の理論と方法	2					
	教育方法論		2				
	特別活動論		2				
	生徒指導		2				
	教育相談（カウンセリングを含む）			2			
養護実習（事前及び事後指導を含む）				5			
教職実践演習（養護）				2			

Ⅶ 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなく場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどが無いよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなどの細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。

- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、一定時間が経過するとタイムアウトになる可能性があるため、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されているPCの台数は限られているので、Web履修のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その時限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなして、退学処分の対象となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再履修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行う。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮することがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則と

して学期末または学年末に実施する。

- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面をもって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限り受験することができる。なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかななければならない。
- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかななければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

3. 試験における不正行為とは

- (1) 他の人から答えを教わることや、教えること等、いわゆるカンニング及びその手助けをすること。
- (2) 本人以外の名前・受験番号で受験すること。
- (3) 許可されていないものを使用すること。
- (4) 「解答はじめ」の前、及び「解答おわり」の後に、試験監督の指示に従わず、解答を続けること。
- (5) その他、試験監督の指示に従わないこと。
- (6) 論文・レポート等において、剽窃行為をすること。

※剽窃行為…引用の形式をとらず、著作権者に無断で著作物を複製・転載する行為。学術上のルール・モラルに反する行為であり、著作権法に違反する行為。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドヴァイザーから本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。

なお、指定された期日以外には交付しない。

- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S：100～90点	F：59点以下（再試験受験可）	D：59点以下
A：89～80点	T：追試験受験可	E：未受験
B：79～70点	Z：追・再試験の受験資格なし 評価不能	
C：69～60点		

- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA（Grade Point Average）を表記している。

詳細については、Web履修登録画面にて確認すること。

- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問い合わせること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合、代理人は学生証および委任状を持参すること。